② 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③ 関東地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

④ 平成28年10月３日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵ 業務形態

① 構成員の分担業務が、業務の内容により平成30年度土木工事及び業務委託等における諸経費動向調査業務設計共同体協定書において明らかであること。

② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、平成30年度土木工事及び業務委託等における諸経費動向調査業務設計共同体協定書において明らかであること。

③ １⑵の業務内容に掲げる各分担業務をそれぞれ優れた技術を有する構成員に分担し、平成30年度土木工事及び業務委託等における諸経費動向調査業務設計共同体協定書第８条第１項に明示すること。

⑶ 代表者要件　構成員において決定された代表者が、平成30年度土木工事及び業務委託等における諸経費動向調査業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷ 設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

５ 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

６ 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

７ 資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

８ その他

⑴ 設計共同体の名称は、「平成30年度土木工事及び業務委託等における諸経費動向調査業務△△・××設計共同体」とする。

⑵ 当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成30年４月26日付け支出負担行為担当官関東地方整備局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

「平成30―32年度高知中央ＩＣ第１高架橋上部工事」、「平成30―32年度高知中央ＩＣ第２高架橋上部工事」及び「平成30―32年度高知中央ＩＣ第３高架橋上部工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成30年４月26日

四国地方整備局長　平井　秀輝

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

１ 工事名　A　平成30―32年度　高知中央ＩＣ第１高架橋上部工事

B　平成30―32年度　高知中央ＩＣ第２高架橋上部工事

C　平成30―32年度　高知中央ＩＣ第３高架橋上部工事

２ 工事場所　A　高知県高知市高須

B　高知県高知市高須

C　高知県高知市高須

３ 工事内容

A　工事延長Ｌ＝186.5m、橋長Ｌ＝168.5m（鋼３径間連続非合成少数鈑桁橋）

B　工事延長Ｌ＝201.0m、橋長Ｌ＝201.0m（鋼４径間連続非合成少数鈑桁橋）

C　工事延長Ｌ＝172.5m、橋長Ｌ＝161.0m（鋼３径間連続非合成少数鈑桁橋）

工期　A　平成32年５月29日まで

B　平成32年６月30日まで

C　平成32年５月29日まで

４ 申請の時期

平成30年４月27日から平成30年６月５日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、平成30年６月６日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

５ 申請の方法

⑴ 申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成30年４月27日から　〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課調査係　電話087―851―8061㈹において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵ 申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる資料を添付し、持参により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

１）特定建設工事共同企業体協定書（甲）（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

２）６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成30年４月26日付け支出負担行為担当官四国地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式―１と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑶ 申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

６ 特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年３月30日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成30年３月30日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び、次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成30年３月30日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴ 特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２社の組み合わせとする。

１）四国地方整備局における平成29・30年度一般競争参加資格のうち、「鋼橋上部工事」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

２）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記１）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

３）当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

４）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。